

## 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立曾爾青少年自然の家利用細則

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立曾爾青少年自然の家規則01号

平成22年4月1日

一部改正

平成29年11月1日

一部改正

平成30年7月1日

一部改正

令和元年8月1日

一部改正

令和5年7月31日

一部改正

### (趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立曾爾青少年自然の家（以下「当所」という。）の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

### (利用申込書、受付期間)

第2条 当所を利用しようとする者は、所長があらかじめ定める書類を期限内に提出するものとする。

#### (1) 学校団体及び10名以上の青少年団体

ア 先行予約での利用を希望する場合、

前年度9月1日から9月30日まで

イ ア以外の場合、前年度12月1日以降隨時

#### (2) 10名以上的一般団体

利用希望期間の前年度12月1日以降隨時

#### (3) 10名未満の少人数団体

利用希望期間の1ヶ月前以降隨時

### (利用承諾の通知)

第3条 所長は、前条の規定による申し込みがあった場合は、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立曾爾青少年自然の家利用申込審査要領及び別に定める受入基準に基づき、確認の上で利用承諾の可否を判断する。可としたものについては申込のあった活動内容を検討し、必要な活動計画について指導及び助言を行うとともに、施設・設備の状況を勘案して利用の諸否を決定し、当該申し込み者に通知するものとする。

### (禁止事項)

第4条 当所においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

#### (1) 特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他の政治的活動

- (2) 特定の宗教を支持し、またはこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- (3) 専ら営利を目的とする活動

(利用者の入・退所)

第5条 利用団体の入所・退所が可能な時間は、原則として9時から16時までの間とする。

(標準生活時間)

第6条 当所の「標準生活時間」は、別に定めるものとする。

(職員の指導及び助言)

第7条 第3条の指導及び助言は、次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 利用団体の利用目的を明確にし、活動の内容、方法、時間、場所、人数等を当所の活動プログラム等に適合させ、利用目的を達成できるようにすること。
- (2) 安全管理に配慮し、安全に活動を実施できるようすること。
- (3) 天候、気温等の気象条件を考慮し、安全に活動を実施できるようすること。
- (4) 食事数及び宿泊人数を明確にすること。
- (5) 職員等の勤務体制及び施設、設備、用具の数量、整備状況を配慮すること。
- (6) 講義又は指導依頼については、内容、方法、時間等を配慮すること。
- (7) その他、利用に関し支障をきたさないようにすること。

(宿泊室等の清潔保持)

第8条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第9条 利用者の食事は自然の家の食堂において提供するものとし、食中毒防止の観点から、持ち込みを禁止する。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りではない。

(飲酒および喫煙)

- 第10条 利用者は、懇親会等で飲酒を希望する場合は、あらかじめ、所長に申し出るものとする。
- 2 申し出があった場合、当所は飲酒の可否を判断し、場所及び時間を指定の上、申込者に通知する。
  - 3 敷地内は禁煙とする

(破損亡失の弁償責任)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失により自然の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第12条 利用者は、自然の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない

い。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第13条 所長は、当所を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の承諾を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号及び第12条第1項に違反するおそれがある場合。
- (2) その他所長が特に必要と認めた場合。

(利用申込の受付制限)

第14条 所長は、第3条による利用の承認を否とする決定及び前条による利用承諾の取消の前提となつた活動等が、重大又は悪質なものであると所長が認めた場合には、期間を定めて利用申込の受付を制限することができる。

(キャンセルポリシー)

第15条 所長は、当所を利用する団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、次回以降、最大2年間利用を承諾しないことができる。ただし、台風や天災など、所長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 50名以上で利用の申し込みをしている団体が、利用開始日から起算して2ヶ月前にあたる日以降からのキャンセル。
- (2) 50名以上で利用の申し込みをしている団体が、50名以上または利用申し込み人数に対して3割以上の利用者数の減少となった場合。

(その他)

第16条 その他利用に関する詳細については、別に定める「利用ガイド」によるものとする。

(雑 則)

第17条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については所長が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年7月31日から施行する。